

ARIPO特許制度を中心に アフリカにおける特許権取得について

塩 澤 正 和*

抄 録 アフリカでの特許権取得ルート（各国出願，国際出願，欧州特許のバリデーション，広域知財機関への出願）の概説を行った上で，一出願で複数国での権利取得が可能なアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）とアフリカ知的財産機関（OAPI）の特許制度の比較を行います。さらに，特許実体審査がすでに導入されているARIPO特許制度について，出願動向，特許の実体審査，早期審査・遅延審査や法改正などの解説を行います。

目 次

1. はじめに
2. アフリカの広域知財機関
3. ARIPO特許制度
 3. 1 出願動向
 3. 2 審査請求制度
 3. 3 特許の実体審査
 3. 4 早期審査・遅延審査
 3. 5 様式22による通知
 3. 6 権利期間
 3. 7 法改正
4. おわりに

1. はじめに

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO：African Regional Intellectual Property Organization）やアフリカ知的財産機関（OAPI：Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle）の名称を聞いたことがある方は多いと思いますが，両知財機関の制度，加盟国，さらには，アフリカ各国での特許権取得において，どのようなルートが利用可能であるのかをきちんと把握されている方は少ないのではないかと思います。

アフリカでの特許権取得においては4つのルートがあります。1つ目が各国出願です。

OAPI加盟国と数カ国の特許制度を有さない国を除くアフリカ各国において特許権が取得可能なルートです。エジプト特許庁（EGPO），モロッコ工業所有権庁（OMPIC），南アフリカ企業・知的財産委員会（CIPC）などの各国知財庁へ出願することになります。2つ目が特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願による特許権取得です。アフリカの多くの国（45カ国）とARIPO及びOAPIがPCTに加盟しています。国際出願後，特許を取得したい国・地域へ移行手続きを行い，権利取得手続きを進める必要があります。3つ目が，欧州特許のバリデーションです。所定の手続きを経て，バリデーションされた欧州特許はその国において国内特許と同じ法的効果を持つようになります。現在，モロッコとチュニジアで採用されています。今後，OAPIでの導入も計画されています¹⁾。そして，4つ目が広域知財機関であるARIPOまたはOAPIでの特許権取得となりま

* 独立行政法人 日本貿易振興機構ドバイ事務所
知的財産権部長（原稿受付時）
Masakazu SHIOZAWA

表1 ARIPOとOAPIとの比較

	アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)	アフリカ知的財産機関 (OAPI)
設立	1976	1977
加盟国数	20	17
	ボツワナ, エスワティニ, ガンビア, ガーナ, ケニア, レソト, リベリア, マラウイ, モザンビーク, モーリシャス, ナミビア, ルワンダ, サントメ・プリンシペ, シエラレオネ, ソマリア, スーダン, タンザニア, ウガンダ, ザンビア, ジンバブエ	ベナン, ブルキナファソ, カメルーン, 中央アフリカ共和国, コモロ, コンゴ, コートジボワール, ガボン, ギニア, ギニアビサウ, 赤道ギニア, マリ, モーリタニア, ニジェール, セネガル, チャド, トーゴ
所在地	ハラレ (ジンバブエ)	ヤウンデ (カメルーン)
特許審査官(2019年)	7名	4名
特許実体審査	○ (出願3年以内に審査請求が必要)	× (導入予定)
特許保護範囲	加盟20カ国のうち、モーリシャスとソマリアを除く18カ国で有効な権利を取得可能であり、特許保護を希望する国を指定する。加盟国は個々の特許制度を有している。	17カ国で有効な権利が取得可能であり、保護を求める国を個々に指定することはできない。加盟国は個々の特許制度を有していない。
権利期間	20年	20年
出願書類の言語	英語	英語または仏語

す。

アフリカでは、ARIPOとOAPIに加えて、アフリカ連合(AU: African Union)が、AUの専門機関として汎アフリカ知的財産機関(PAIPO: Pan African Intellectual Property Organization)を設立しようとしています。PAIPOの本部はチュニジアに置くことが決まっています。チュニジアを含む6カ国が設立文書への署名を終えています。AU加盟の15カ国が批准書を寄託後にPAIPOは設立されることになっています²⁾。PAIPOが、アフリカの広域知財機関としてどのような役割を担うのかは必ずしも明確ではありませんが、今後の動向が注目されています。

2. アフリカの広域知財機関

アフリカに現存する2つの広域知財機関ARIPOとOAPIにおける特許制度を比較してみます。

ARIPOの本部はジンバブエのハラレに置かれており、主に英語圏の国が加盟しています。

現在の加盟国は20カ国です。さらに、セーシェルが加盟手続きを進めています。出願言語は英語となっています。

ARIPO特許制度では、ARIPO加盟国の中で、特許及び意匠に関する議定書であるハラレ議定書を批准している18カ国のうち、指定した国で有効な特許権を取得することができます。ARIPO特許制度では、特許の保護を希望する国を指定する必要があります。ARIPO加盟国のうち、モーリシャスとソマリアの2カ国は、ARIPO制度による特許権取得の対象外となっています。

OAPIの本部はカメルーンのヤウンデに置かれており、主に仏語圏の国が加盟しています。現在、17カ国が加盟しています。出願言語は仏語または英語となっていますが、実際の手続きは仏語で行われることとなります。ARIPO特許制度とは異なり、OAPI特許制度では、保護を求める国を個別に指定することはできず、17カ国で保護される特許権を取得することができます。

ARIPOとOAPIの特許制度でアフリカの35カ国がカバーされていますが、エジプト、アルジェリア、モロッコ、ナイジェリア、エチオピア、南アフリカなど人口や経済規模の大きな国がカバーされていない点に注意が必要です。また、ARIPOでは特許の実体審査が行われていますが、OAPIでは特許の方式審査のみで特許が登録されます。しかしながら、OAPIでは、2020年、特許の実体審査導入を含む2015年バンギ協定（OAPIの創設に係る協定及びその付属文書）の改正案の発効条件が満たされたことから、OAPIにおいても、近い将来、特許の実体審査が導入される見込みです。

このように特許制度に違いがある両機関ですが、両機関の交流は盛んに行われており、制度調和を図ろうとしています。2019年7月に第5回OAPI-ARIPO合同委員会が開催され、ワークプランが改正されています。双方の行政評議会にそれぞれの機関が参加することの重要性を改めて言及するとともに、ARIPO制度とOAPI制度とを調和させることを最終的な目標として、研究を行うことに合意しています³⁾。

3. ARIPO特許制度

すでに特許の実体審査が導入されているARIPO特許制度についての解説を進めていきます。

3.1 出願動向

ARIPOへの特許出願件数は年間800件程度です（図1参照）。そして、ARIPO出願の中で指定されることが多い国はケニア、ガーナ、タンザニアとなっています（表2参照）。

ARIPOでは、特許出願を電子出願や窓口などで受け付けています。電子出願の割合は、2017年の58%から2019年には95%と急増しています。電子出願では出願料金が20%減額されます。

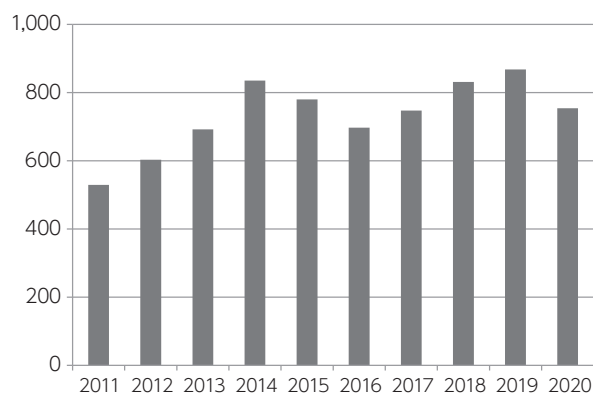


図1 ARIPO特許出願件数

表2 ARIPO出願における各国ごとの指定件数（2019年）

ボツワナ	562
エスワティニ	474
ガンビア	473
ガーナ	625
ケニア	708
レソト	487
リベリア	488
マラウイ	506
モザンビーク	586
ナミビア	554
ルワンダ	480
サントメ・プリンシペ	448
シエラレオネ	481
スーダン	501
タンザニア	621
ウガンダ	543
ザンビア	526
ジンバブエ	541

3.2 審査請求制度

ARIPOでは、2017年1月1日から審査請求制度が導入されています。それ以前の出願は、方式審査後に、自動的に実体審査が行われていました。出願人は出願日から3年以内に審査請求を行う必要があります（ハラレ議定書第3条(3)、ハラレ議定書規則第18条(1)(a)）。審査請求を行う際には、調査・審査費用を納付する

必要があります。審査請求が行われない場合には、出願は失効することになります（ハラレ議定書規則第18条（1）（c））。

3. 3 特許の実体審査

ARIPOでの特許の実体審査はARIPOが指定した特許審査官によって行われます。特許の実体審査においては、他庁で提示された先行技術及び許可されたクレームをARIPO審査官に説明して、提出することが有用とされ、審査の平均期間は2～4年となっています。

3. 4 早期審査・遅延審査

ARIPOでは、2018年1月1日から、早期審査・遅延審査制度が導入されています。早期審査と遅延審査については追加料金の支払いが必要となります。

早期審査（ハラレ議定書規則第18条（7）（a））については、早期審査の要件を満たしてから3月以内に特許性に関する判断が示されることとなります（ハラレ議定書実施細則第48条（5））。早期審査の要件は以下のとおりです。

- 出願が単一の発明である、または、審査部が第1発明として特定した発明のみの審査に出願人が同意すること。
- 審査部からの問い合わせに迅速に応答すること。
- 審査の結論が出るまで出願を放棄しないこと。
- ARIPO出願のクレームと同一またはより狭いクレームと一致するクレームに対する最小限資料を基礎とする調査報告書が利用可能であること。

早期審査の要件として調査報告書の提出が定められていますが、当該調査報告書としては、国際調査機関（ISA）／国際予備審査機関（IPEA）が作成した調査報告書が許容されています。

法律事務所へのヒアリングによると、ARIPOにおける早期審査では、3月以内に特許性に関

する判断が示されるとの期限は順守されているようです。

早期審査に関連しますが、ARIPOは、唯一、中国との間で特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）の開始に合意しています⁴⁾が、現時点（2021年6月時点）で、PPHの開始は発表されていません。

遅延審査（ハラレ議定書規則第18条（7）（b））については、審査を1年まで遅らせることができます。遅延審査の請求は、出願日から3年内に行う必要があります（ハラレ議定書規則第18条（7）（b）（i））。遅延審査の要件は以下のとおりです。

- 審査請求がされていること。
- 遅延審査の請求とともにARIPO長官に対する説明書が提出されていること。
- 年金未払いによって出願が失効していないこと。

3. 5 様式22による通知

特許の実体審査において特許要件を具備していると考えられる場合、特許付与の決定の通知が出願人及び各指定国に対して行われます。その後、各指定国は、その出願がハラレ議定書又は当該国の国内法の規定に基づき特許性を有していない場合には、通知の日から6月以内にARIPO様式22による通知を行うこととなります（ハラレ議定書第3条（6））。この通知がない場合、その出願に対して当該指定国で効果を有する特許権が付与されることとなります。そして、ARIPO特許の侵害については各国の法律に基づいて取り扱われることとなります（ハラレ議定書第3条（14）（d））。

ウガンダとルワンダでは、2001年のTRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言パラ7に端を発する、後発開発途上国（LDC）のみに認められている医薬品関係規定により、医薬品等の特許保護を国内法で認めていません。そのため、医薬品などに関する発明をウガンダ及びル

ワンダを指定国に加えてARIPOへ出願し、特許付与の決定の通知がされた場合には、様式22による通知が行われることとなります。この様式22による通知は、代理人から、期限徒過の通知がある、特許の保護対象から除外されるクレームが特定されていない、日付や署名がない通知があるなどといった問題が指摘されています。そのため、2021年2月、ARIPOでは、この通知の手順や処理について議論を行うウェビナーを開催しています⁵⁾。

3. 6 権利期間

ARIPO特許の権利期間は、出願日から20年です（ハラレ議定書第3条（11））が、ARIPO加盟国中には、国内法において異なる権利期間を定めている国があります。

タンザニアはタンガニーカとザンジバルから構成されており、それぞれ別々の知財制度が採用されています。そして、ザンジバルでは特許の権利期間は出願日から20年とされています（ザンジバル知財法第13条（1）（a））が、タンガニーカでは特許の権利期間は出願日から10年で5年延長が2回可能とされています（タンガニーカ特許登録法第39条（1）-（3））。ガンビア（ガンビア知財法第13条（1）-（2））とレソト（レソト知財法第14条（1）-（2））の国内法では権利期間15年で5年延長が1回可能、マラウイの国内法では、権利期間16年で5年または10年延長

が1回可能などとされています（マラウイ特許法第29条、第30条（4）（a））。このように一部の国において、ARIPO制度と各国国内制度とが整合性していない部分があります。

3. 7 法改正

2019年のARIPO特許制度の改正について触れておきます。2020年1月1日から、ARIPO特許制度では、早期公開制度が導入されています。通常の出願は出願日から18月後、優先権主張を伴う出願については優先日から18月後に出版公開が行われますが、出願人の請求と規定料金の支払いによって早期公開が可能となりました。また、指定国の追加について、出版公開前にはいつでも行えるようになりました。さらに、クレーム数超過や頁数超過の場合の追加料金については、審査請求時またはそれより前に行うことになりました⁶⁾。

4. おわりに

本稿では、アフリカでの特許権取得ルートとARIPOとOAPIの特許制度の比較及びARIPO特許制度の概要について取り上げました。

ARIPOウェブサイト⁷⁾では、特許及び意匠に関する議定書であるハラレ議定書・規則、ハラレ議定書実施細則、ARIPO審査ガイドラインなどが公開されています。さらに、ARIPOでは年次報告書の作成・公開に加え、ARIPO加盟国における知財裁判例の公開も行っています。このような基礎的な情報が英語で整備され、ウェブサイト上に公開されている知財庁はアフリカでは非常に稀であり、ARIPOウェブサイトによる情報提供は非常に充実したものとなっています。

注 記

- 1) EPO, Stepping up co-operation with the African Intellectual Property Organization

表3 ARIPOと各国特許権利期間

	特許権利期間	延長期間(所定要件あり)
ARIPO	20年	-
ガンビア	15年	5年
レソト	15年	5年
マラウイ	16年	5年以内(例外的に10年) 戦争期間以内
タンガニーカ (タンザニア)	10年	5年+5年

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(OAPI)

<https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201209.html>

- 2) Statute of the Pan African Intellectual Property Organization (PAIPO)
- 3) ARIPO, ARIPO-OAPI Fifth Joint Commission Adopts a Revised Work Plan for 2019-2020, <https://www.aripo.org/aripo-oapi-fifth-joint-commission-adopts-a-revised-work-plan-for-2019-2020/>
- 4) Adams & Adams, ARIPO SIGNS PPH AGREEMENT WITH CHINESE PATENT OFFICE <https://www.adams.africa/intellectual-property/aripo-signs-pph-agreement-chinese-patent-office/>
- 5) ARIPO, ARIPO Form 22 Webinar for Rwanda and Uganda

<https://www.aripo.org/success-stories/aripo-form-22-webinar-for-rwanda-and-uganda/>

- 6) ARIPO, Notice to All Applicants on the Amendments to the Harare Protocol <https://www.aripo.org/notices/notice-to-all-applicants-on-the-amendments-to-the-harare-protocol/>
- 7) <https://www.aripo.org/>

(URL参照日は全て2021年6月6日)

参考文献

- ・アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）における知的財産権取得に関する制度概要調査（2018）日本貿易振興機構
- ・ARIPO Annual Report 2019（2019）ARIPO

(原稿受領日 2021年6月19日)

